

令和3年宇治田原町総務建設常任委員会

令和3年6月10日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 付託議案審査  
議案第37号 宇治田原町自治功労者表彰条例の一部を改正する条例を制定するについて  
議案第38号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第2 各課所管事項報告について  
○税住民課所管  
・令和3年度町民税（個人）の賦課状況について  
・令和2年度町税徴収実績について
- 日程第3 付託議案審査  
議案第40号 町道路線の認定について
- 日程第4 各課所管事項報告について  
○建設環境課所管  
・ごみ排出量の令和2年度実績について  
・環のくらし地域活動促進事業補助について  
○まちづくり推進課所管  
・宇治田原町都市計画審議会令和3年度第1回会議結果概要について  
○上下水道課所管  
・下水道普及状況について
- 日程第5 その他

1. 出席委員

委員長	7番	藤本英樹	委員
副委員長	4番	山本精	委員
	2番	原田周一	委員
	6番	上野雅央	委員

10番 榎木憲法 委員

12番 谷口 整 委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
都市整備政策監	星野欽也君
総務担当理事	奥谷明君
建設事業担当理事	垣内清文君
総務課長	青山公紀君
総務課課長補佐	田村徹君
企画財政課長	村山和弘君
税住民課長	廣島照美君
税住民課課長補佐	小川英人君
建設環境課長	谷出智君
建設環境課課長補佐	石田隆義君
まちづくり推進課 課長補佐	下岡浩喜君
産業観光課長	木原浩一君
産業観光課課長補佐	廣島尚夫君
産業観光課課長補佐	植村和仁君
上下水道課長	清水清君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（藤本英樹） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席いただき、誠にありがとうございます。

本委員会は、6月3日の開会日に上程され、付託されました議案第37号、議案第38号、議案第40号の3議案の付託議案審査及び所管事項報告につきまして、お手元に配付しておりました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がございました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆様、改めましておはようございます。

本日は、6月議会定例会開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

藤本委員長、また山本副委員長のもと、各委員の皆さんには、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

まず、開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

今日は、非常に暑さの厳しい日となっておりますけれども、今年は非常に早い時期に梅雨入りということになり、また、途端に豪雨というような中におきまして、宇治田原町の蛍も、例年になく早く宇治田原の町を飛び交ったというようなところでございます。

これから、来週になりますと天候が下り坂になる恐れもあるというふうに聞いております。こういった時期でございますので、我々といたしましても、しっかり日頃からの防災について、しっかりと住民の皆さんに対応できる万全な体制を取る中で、また、避難の基準についても少し変わってきておりますので、そういったことも周知しながら、住民の皆さんに安心・安全をしっかりと届けていけるように努めていきたいと思ひます。

こういった時期でございますので、非常に暑い日なり、また、夜になりますと涼しい日、こういうような、特に食べ物についての食中毒とかいろいろなことが心配されます

けれども、委員の皆さんにおかれましても、本当にお体には十分ご留意いただきまして、ますますご活躍をいただきたいというふうに思っております。

また、新型コロナのウイルスの関係につきましては、5月16日に宇治田原町で1人感染の確認があったということで、38名の方がもう既に感染されているということで、ちょうど16日の日から新型コロナウイルスの予防接種を始めさせていただきまして、委員いろいろとご理解のもと、今のところ順調よく予防接種をさせていただいているところでございまして、せんだっての6月5日からは、65歳から74歳までの方が1回目の予防接種を受けていただき、6月6日からは、こういった65歳から74歳までの方と75歳以上の方の2回目を6月6日からスタートさせていただきまして、今のところ問題なく進めさせておりまして、こういったしっかりと予防接種をさせていただくとともに、早くこのコロナについてしっかりと収束するように思っているところでございます。まだまだ新聞では連日のように近隣の市町村で感染者が出ていると、こういうこともあるわけでございますけれども、また、予防接種したから大丈夫だということもございませんので、これから、いま一度気を引き締めて感染対策に、しっかりと住民の皆さんに訴えをしていきたいと。

また、今、緊急事態宣言が6月20日までということになっておりますので、いろんな施設についても、施設を利用したいというお声もいただいているわけでございますけれども、やはり、今は辛抱していただくということも非常に大事かというように思っておりますので、そういった予防接種、また感染対策、こういったところにもしっかりと力を入れていきたいというふうに思っているところでございます。

今日は、総務建設常任委員会の中、付託議案の審査3件、また後ほど説明させていただきますけれども、どうぞまたご可決をいただきたいというふうに思っております。

また、それ以外に各課のほうからの所管事項の報告をそれぞれ所管の委員会ですべていただきますので、どうぞいろいろと、またご指導賜りますように、またご可決いただきますようお願いを申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第37号、宇治田原町自治功労者表彰条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、改めまして、皆さんおはようございます。

総務建設常任委員会ということで付託していただきました宇治田原町自治功労者表彰条例の一部を改正する条例ということで、概要をもって説明をさせていただきたいと思っております。

まず、3月議会の全員協議会や4月の常任委員会においてご説明させていただきましたとおりでございます。

町政における長年の功労と優れた活動評価をするということで、その榮譽をたたえさせていただくために各分野でご活躍の方を広く顕彰するということで、対象者や必要年数等の見直しを行いたいと考えております。

現行条例では、町長とか議長、議員、副町長、そして、その他の功績が顕著な方と対象が限られていたというような状況でございます。また、必要年数につきましても現実的ではないというようなものもあると、そして、各分野でご活躍の行政委員の方などを広く顕彰するということで、追加して見直しを行いたいと考えておるところでございます。

また、見直しに当たりましては、現自治功労者の方にアンケートをお願いして、いただいたご意見や近隣自治体の状況などを参考にさせていただきまして、改正案を作成させていただいたところでございます。

まず、1番目、主な改正点といたしましては、①在職期間の変更ということで、町議会議長の職にあった者、あるいはある者ということで、改正前には8年以上ということでありましたけれども、改正後は満6年以上と。

また、副町長の職にあった者、またはある者ということで、改正前は満12年以上ということでありましたけれども、改正後は8年以上にというところでございます。

②ですけれども、対象となる職員の追加ということで、教育長の職にある者、またはあった者ということで、在職期間を9年以上ということで定めさせていただきました。

そして、あと各行政委員の方々、例えば選挙管理委員会委員さんとか、監査委員さん、公平委員会委員さん、固定資産評価審査委員会委員さん、あと教育委員会委員さん、または農業委員会委員さんの職にあった者、またはある者ということで、在職期間15年以上ということで新たに追加をさせていただきたいと考えております。

③でございますけれども、算定基準の追加ということで、在職期間は月単位とするということで、職に中断あるときは通算すると、また、それぞれ前後の職を異なるときは、異なる在職期間ごとに定める在職期間に対する比率を計算して通算させていただくと。

また、2つ以上の職に同時に在職する期間がある場合は、いずれか1に在職したものとみなすと。

④でございます。その他ということで、この条例につきましては、令和3年4月1日以降において職にある者に適用させていただきたい。基準日以後に職に就いた者が同日までに在職していた場合は通算するというようなことで改正をさせていただきたいと思っております。

大きな2番ですけれども、今後の予定でございます。

施行は、令和3年9月1日施行ということにさせていただきます、新たに自治功労者になられる方を町議会9月定例会において提案させていただいて、可決いただいた後、表彰と町制施行65周年記念式典でまた披露させていただきたいと考えておるところでございます。

あと、ちなみにですけれども、この改正をさせていただいたら、該当者は5名になる予定でございます。

簡単ですけれども、以上とさせていただきます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第37号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第37号、宇治田原町自治功労者表彰条例

の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。広島税住民課長。

○税住民課長（広島照美） それでは、議案第38号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

議案第38号資料、概要のほうをご覧くださいながら説明をさせていただきます。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に交付され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、個人住民税に係る改正でございますが、1つ目、国外居住親族に係る扶養控除の見直しにつきましては、個人町民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族の範囲につきまして、留学している方や障がい者の方、また、その納税義務者から生活費または教育費に充てるため38万円以上の送金等を受けている方を除きまして、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族を対象としないこととするものでございます。

令和6年度分以降の住民税からの適用となりまして、施行日は令和6年1月1日でございます。

2つ目、セルフメディケーション税制の見直しにつきましては、医療用から一般用に切り替えた医薬品、スイッチOTC医薬品の購入に係る医療費控除の特例、セルフメディケーション税制につきまして、この特例の対象となる医薬品の範囲に係る見直しを行った上で、その適用期限を5年延長するものでございます。

具体的な範囲の見直しにつきましては、専門的な知見を活用しまして決定されることとなるところでございます。

令和5年度分以降の住民税からの適用となりまして、施行日は令和4年1月1日でございます。

説明につきましては以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 異議なしと認めます。

議案第38号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(藤本英樹) 挙手全員。よって議案第38号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

税住民課所管の令和3年度町民税(個人)の賦課状況について説明を求めます。廣島税住民課長。

○税住民課長(廣島照美) それでは、令和3年度町民税(個人)の賦課状況についてご説明させていただきます。

1つ目、町民税(特別徴収分)調定額の比較のほうをご覧ください。

町民税(特別徴収分)は、5月13日に発送させていただいておりますが、当初賦課時点で特別徴収義務者は、京都府内市町村が共同で特別徴収事業所一斉指定の取り組みを行っておりますことから、33件2.3%昨年度より増加しております。

納税義務者数につきましては、マイナス65人、マイナス2.2%、調定額につきましては、マイナス1,771万7,800円、マイナス5.3%、いずれも昨年より減少しており、今日の社会情勢から減少していると考えているところでございます。

2つ目、町民税(全体)の調定額の比較をご覧ください。

こちらは、先ほどの特別徴収分と普通徴収分の合計を挙げさせていただいております。町民税(普通徴収分)は、6月10日本日発送させていただく予定でございます。均等割につきましては、昨年度と比較しましてマイナス9万4,500円、マイナス0.6%、所得割はマイナス1,192万2,000円、マイナス2.8%、いずれも昨年より減少しています。

要因といたしましては、分離長期譲渡所得や分離株式譲渡所得が増加しているものの、



給与所得や農業所得が減少していることが影響していると分析をしているところでございます。

表の右側、当初予算額に対する収納見込でございますが、徴収率は過去3カ年平均を用いて試算させていただいておりますが、均等割はマイナス1.3%、所得割はマイナス0.3%、いずれも当初予算額を下回ることとなるところでございます。

なお、過年度新規分及び退職所得分につきましては、今後の課税調査及び異動によりまして、順次調定が増える性格の賦課区分でございますことから、現時点での予算対比では大きな乖離があるところでございます。

説明につきましては以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） すみません。ちょっと教えていただきたいんですけども、まず、今のご説明で、1番の表、納税義務者というところで、令和2年より令和3年、人数が減っているわけです。マイナスの65人と、率にして2.2%、課税の人数が減っている。

それで、給与のところも減っているということは、これは、コロナの影響というんですか、個人の所得がかなり減って影響ある人が出てきていると、本町においても。そういう見方でいいんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 廣島課長。

○税住民課長（廣島照美） 昨年度、特別徴収分の移動というのはかなり件数が多かったところでございます。離職に関する理由の記載があるわけではないですけども、当課としましては、やはり新型コロナウイルス感染症の影響はあるものというふうに見ておるところでございます。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 感染症の影響があるんじゃないかと、そうなると、今回5月の徴収書送りですか、そういう賦課の状況でやられているんですが、令和3年度の一般会計の予算、既に成立をしているわけですけども、そこへの影響というのは、今後コロナの影響というのは、まだ続くと思うんです。

こういった5月の時点でこういうような状況であるということは、今後、この1年間相当影響が出てくる可能性があると思うんですが、税務の徴税の担当者としてはどういふふうに見通しをお持ちなのかどうか、そのあたりをちょっとお聞きいたします。

○委員長（藤本英樹） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 本日ご説明させていただいたのは、令和2年中の所得に対して特別徴収させていただいた分でございます、この表にもございますように、2番の一番右側、令和3年度予算対比一定マイナスが今のところ現実として出ておるといふようなことで、今後、様子を見守っていかなければならないんですが、現実としてこういう状況が生じておる。

その要因の1つとして、コロナも、先ほど課長がご説明いたしましたように、影響が出ておるのではないかと推測されると申し上げましたところでございます。

このような状況の中、令和3年中の給与所得者等の皆様方の収入がどうなっていくかというのは、非常に見通しは難しいところではあります、確かに厳しい状況にあるというのは間違いないところかと考えてございます。

ただ、そういうところにつきましては、交付税制度等、また調整制度等もございまして、もちろん私どもとしては的確な課税客体の把握と徴収努力は進めてまいりますが、そういうところの十分な見込みをした上で進めていきたいというように考えているところでございます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 確かに年度始まったばかりで、これから先どうなるのかという見通しは、確かに難しいとは思いますが、そこは。ただ、いくらワクチン接種があっても、なかなかすぐに改善されるようなものでもないし、これから、特に働き盛りの方のワクチン接種は今はまだまだ先になるということで、私は、恐らくもっと影響が出てくるんじゃないかと。令和2年以上に、令和3年は。

ということは、令和3年の当初予算の町税の見込額、かなりシビアに見ていかないと、途中でいろんな事業運営の見直しも出てくるんじゃないかと。

それと同時に、こういう納税義務者というのが増えてくると、いろんな面での社会保障費というのも増えてきたり、いろいろほかに影響というのが出てくるんじゃないかという、この表を見させていただいたときに、非常に懸念しているわけです。

そのあたりは、もう一度ちょっとどういうふうにお考えなのか、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○委員長（藤本英樹） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 確かに、私ども令和3年度の当初予算を組むときに、いろいろ国からの情報等、また、企業さんの状況等も踏まえる中で、一定厳し目に見させて

いただいたつもりではございますが、現実として、ほぼニアリーではございますが、さらにまだ、今、マイナスが生じておるといのが現実かなというように感じてございます。

今ご指摘のとおりでございますので、しっかりまた状況を見定めながら、税に対する運営のほうをしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） しっかりとその辺、シビアに進めていただきますようお願いします。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） ちょっと今の質問に関連してなんですけれども、確かに納税義務者、個人さんの納税義務者がかなり減っていると、確かにコロナの影響、これがかなりあると思うんですけれども、併せて人口減少、今日も9,000人余りの町の人口で、昨年比で140何人減っているということで出ていたんですけれども、そこで、人口が減ることによって納税義務者も減るんですよね。当然のことながら。

それは分かるんですけれども、1つ気になったのは、コロナの関係で言えば、税金を払っていた人が払えなくなる、これは当たり前やと思うんですけれども、非課税の方が、昨年333人に対して302人に減っていると。本来非課税が増えるのと違うかなと、ちょっとこの表の見方が分からへんで、その辺の関係はどういうことになるんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 小川補佐。

○税住民課課長補佐（小川英人） 今回の非課税枠につきましては、昨年333人、今年度302人ということで、確かに……

○委員長（藤本英樹） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時27分

再 開 午前10時27分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。小川補佐、答弁を願うことができますか。

○税住民課課長補佐（小川英人） 特に主な理由はございません。先ほどありましたように、転出及び人口減が影響しているのかなと考えられると思います。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 恐らくそんなことかなと思いながら。

やはり税金が払えない人が増えれば、非課税がもっともっとまた増えてくるのかなという懸念があったんですけども、その辺は人口減も相まって非課税も減っていくというこのようなので、それはそれで結構です。

ただ、原田委員が先ほど言われたように、今年度もそうだし、来年度以降も税収が単なるコロナの影響だけではなく、人が減ることによって税収が減っていくというのは、いろんな意味で町に対する影響も出てくると思いますので、今日は担当課の課長は違う立場で出ておられますけれども、今後の財政運営、しっかりとやっていっていただきたいというのは申し添えておきます。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、令和2年度町税徴収実績について説明を求めます。廣島税住民課長。

○税住民課長（廣島照美） それでは、令和2年度町税徴収実績についてご説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページをご覧ください。町民税でございますが、一番下の段、決算速報値5月末現在のほうをご覧ください。

現年分で前年同期比同率の99.21%、滞納繰越分で前年同期比7.3%増の44.53%となっております。

次に、資料2ページをご覧ください。

固定資産税でございますが、下段の現年分で前年同期比0.1%増の99.38%、滞納繰越分で前年同期比20.7%増の59.98%となっております。

この固定資産税の滞納繰越分が前年同期比、大きく徴収率のほう伸びた要因でございますが、一括納付等によりまして、大口が回収できたことにより徴収率のほう伸びている状況でございます。

次に、3ページをご覧ください。軽自動車税でございますが、下段、現年分で前年同期比0.2%増の98.6%、滞納繰越分で前年同期比7.7%減の29.76%となっております。

次に、4ページ、町たばこ税でございますが、下段、徴収率は100%でございます。

最後、資料5ページでございます。町税全体でございますが、下段、現年分で前年同期比0.1%増の99.32%、滞納繰越分で前年同期比13.9%増の52.22%、現年分、滞納繰越分の計では、前年同期比0.3%増の98.44%となっているとこ

ろでございます。

これらの数値は、決算速報値でございます。今後、若干変わる可能性もございますので、理解賜りますようお願いいたします。

また、今後も京都地方税機構と情報共有する中で、町税徴収率の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

以上でただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び所管事項報告を終了いたしますが、その他委員から何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございませんか。青山課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、消防団活動についてということでご報告だけさせていただきます。

緊急事態宣言が延長されて、発令されているというところで、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえということで、長期間の訓練が必要になってくるというようなところで、感染リスクが高まるというところで、消防団と協議を行いまして、今年度計画しておりました8月1日の消防団総合訓練、いわゆる昔の町長査閲なんですけれども、これは、今年度中止させていただくということで決定させていただきました。

しかしながら、消防力とか防災力という訓練も必要やというところがございますので、実動訓練として想定訓練を代わりにさせていただきたいと考えております。時期につきましては、少し気候がよくなった秋頃ということで考えておりますので、ご報告させていただきます。

ちなみに、この想定訓練につきましては、消防団だけで感染対策を講じた上ということで、来賓は招待させていただかない形で実施させていただきたいと考えておるところでございます。

それと、あと、今年度計画されておりました京都府の消防操法大会、あと全国大会、これにつきましてもコロナ禍の状況を踏まえまして中止となりましたので、ご報告させ

ていただきます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） ほかに何かございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これでただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時38分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業関係所管分に係る事項について進めます。

日程第3、付託議案審査について。

議案第40号、町道路線の認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） 失礼いたします。それでは、議案第40号、町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、大字南小字下中道地内の住宅開発。開発区域面積といたしましては、約2,900平米、8区画の住宅開発でございますが、町に帰属した道路につきまして、町道1の62号線として認定しようとするものでございます。

当該路線につきましては、延長101.7m、幅員は6から12mの規格となっております。

以上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。山本副委員長。

○副委員長（山本 精） この土地の関係なんですけれども、開発されるということで、何軒ぐらいの開発なんですか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 先ほど申し上げましたとおり8区画の計画となっております。

○委員長（藤本英樹） 山本副委員長。

○副委員長（山本 精） この8区画ということなんですが、前の住宅の方、1の30号線のところのほうの住宅の方のところに、雨が降ったときにかなり水が流れてくるとい

うふうなことを言われていますんですけども、その辺の対策なんかはきちっとできているのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） こちらの計画の際に、開発区域の雨水排水につきまして、そちらに雨等が降った場合、側溝にどういうふうな影響があるかというのは、十分調べております。

その区域に雨が降っても、その側溝に流して断面的に大丈夫というふうな数字を持って計画のほうを立てられておるといところでございます。

○委員長（藤本英樹） 山本副委員長。

○副委員長（山本 精） それ以上超えたときに、確かに大変やと思いますので、土のうとかそんなも積み上げてもらえるようなことをお願いしたいというふうなことを言われていましたので、その辺のところは、ちょっとまた検討してほしいと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） それはあふれたときというような意味でしょうか。

計算上はあふれへんというようなことで計画はされていますけれども、実際、想定外といいますか、雨であふれたというようなことがあれば、また何らかの対策というのを事業者のほうと協議してまいりたいと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） 山本副委員長。

○副委員長（山本 精） 了解しました。よろしく申し上げます。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第40号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって議案第40号、町道路線の認定については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上でただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

先の審査と併せて、以上で今回、総務建設常任委員会へ付託されました3議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、6月17日の本会議において討論される方は、討論通告書を6月15日火曜日、午後5時までに議長宛て提出してください。

日程第4、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、建設環境課所管のごみ排出量の令和2年度実績について説明を求めます。谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） それでは、ごみ排出量令和2年度実績についてご説明申し上げます。

資料のほうをご覧くださいませでしょうか。表面につきましては、可燃、不燃のごみの令和2年度の実績について、月別と後段に平成24年度からの実績のほうを書かせていただいております。

下の枠組みのところをご覧くださいませと思いますが、令和元年度、ごみの総量2,251トンに対しまして、令和2年度の実績といたしましては2,373トンというところがございます、こちらにつきましては、コロナ禍の影響でステイホームというようなところで、全国的にもごみが増えているというようなことがございましたので、残念ながらごみの総量は増えているというような状態がございます。

ただ、上の段に月別のごみの状況を記載させていただいておりますが、不燃につきましては、12月から自己搬入の有料化及び大型ごみの個数制限のほうを実施させていただきましたところ、12月以降から減っていっていると、こちらの効果が出ているというようなところが読み取れるかと思っております。

こうした状況も踏まえまして、今後とも住民の皆様にごみの総量の排出の抑制のほうをお願いしていくという取り組みのほうをいろいろ進めたいというふうに考えております。以上でございます。



○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。上野委員。

○委員（上野雅央） すみません、ちょっとお聞きしたいんですけども、令和2年度のごみの量が多くて、段々5年後には減らして、1人当たりのグラムが468グラムに減らすという目標値を立ててはるんですけども、何かそのような政策というか、考えておられるんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 先ほども申し上げました、まず、昨年12月からの自己搬入の有料化であったり、大型ごみの個数制限というのもこの取り組みの中の一環でございます。

併せて、後で、またご報告させていただきますが、環のくらし地域活動への補助ということで、地域のほうでご協力いただきながら、ごみの総量を減らしていく取り組み、また、エコパートナーシップうじたわら、これは、住民さんと事業者と行政が協働で取り組みを進めている団体でございますが、こちらと協働する中で、住民さんへの3R推進、リサイクル、リユース、リデュースという取り組みを進めていきたい、広報等で住民の皆さんへの広報啓発を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） ありがとうございます。

生ごみを減らしていくには、各個人の啓発なりをやっていっていただいて、ちょっとしたことでごみの量も減ると思うし、生ごみなんか特に、だいた水分を切っていただいて、家庭からのごみの量なり、減量してもらうような、また取り組みとか啓発をしていただければありがたいなと思います。以上です。ありがとうございます。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 今のご説明で、特に三郷山なんかは、自己搬入の有料化ということで、実績がほとんど0ということです。

それで、ちょっと不燃ごみの扱いについてお聞きしたいんですが、今、私の住む緑苑坂のほうは、確か月曜日やったと思うんです。出す日が。それで1m以内ですか、1mを超える物については、大型については、特に役場のほうに言うて、何か番号をもらって、申請して、回収に来てもらうというように取り決められて、ほぼ住民の95%の方は、それを忠実に守られているんです。

残りの、本当ごく一握りの一部の方なんです、月曜日のごみ出しの日ではなくて、前の週の木曜日ぐらいから出されてがっつり積んであるんです。委託業者が回収に来たときに、当然ナンバーも貼っていないと。大きなごみなので。当然警告の文書を貼って、回収されずにそのまま帰られると。だけど、2週間ほどになると、そのごみはみんな持っていかれるんです。

ということは、何のために役場にそういう番号、1 m以上のごみは許可を取りなさいという取り組みがあるのか。別に守らなくても2週間か3週間、ごみ置場にほったらかしてたら何か回収されていると。そういう事実が現にあるわけです。

その辺りは、担当課としてどういうふうに指導されているのかなというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 委員ご指摘の件につきましては、緑苑坂でそういったことが発生しているというふうに、ちょっと私のほうは聞いておらんもので、そういった事実確認はさせていただきます。

ただ、考え方といたしましては、この個数制限をする前から燃やさないごみに関わらずルール破りをされる方はどうしても一定数いらっしゃいますので、ただ、そうは言っても、こういった取り決めによって実際ごみのほうがちょっと減ってきているというのも事実でございますので、こういった取り組みを推進し、また、そのルール破りの方に対して粘り強くルールどおりやっていただくというような啓発を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） それは普通の一般家庭のあれと違って、私が今言ったのは特殊な例だと思うんですが、それは、最終的には、そこの家は、売りに出されています。今現在。ですから、極端に言えば、引っ越しの準備でどんだごみを1カ月ぐらいにわたってずっと出されていると、だから、ごみ置場が山のようになっていたというような事例があるんです。

最終的には、そこの家が売りに出されたというようなことなんですけれども、その辺りで、本人が出ていっておらない、だから、例えばエコ推進委員というのが各地区いはると思うんですが、そういう方が注意しようと思ってもここの家におらないと、けれども、確かにここやということが分かっているというような目撃証言も実際にはあるわけなんですけれども、その辺りが何かきちっと守られていない。

そういうことが、逆に言うたら、周りの住民さんに分かると、別に守らんでもいつでも出しよったら持っていってくれるやないかというようなことにつながっても、せっかくみんなが一生懸命守って、環境ということについての意識を向上しているにも関わらず、何のための取り決めか分からんようになりますので、その辺りはきっちり行政のほうでも回収の業者に対してもきちっと取り組みをするようお願いしておいてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 委員ご指摘のとおり、回収業者のほうに対してもそういった形でルール破りの方が増えないような形で処理をしていくようなことで話をしているというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） それと、もう一点なんです、過日、町のごみ置場というんですか、ごみステーションから業者が窃盗というんですか、金属類とか、そういうものを取ったら罰金やということで、過日条例も可決したところなんですけれども、現在、何かそれ以降、担当課のほうにそういった情報というものはあるんでしょうか、ないんでしょうか、どうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 1 2月以降2件、恐らく同じ業者というか、個人か分かりませんが、ちょっとごみステを覗いていたというふうな通報はございます。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） ということは、あくまで具体的に行動として、窃盗としてというふうな事案はなかったということですか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 通報では、実際にごみステから金属関係のものをよっころしよと持っていったというところまでの通報ではなかったのですが、確認はできませんが、怪しげな動きをしていたというようなどころはお聞きしていますので、また機会を見て私どもも、また朝のほう、朝早いらしいので、そういったパトロールの必要も感じておるところでございます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 本来ならば、例えばごみステーションに防犯カメラみたいなものがあれば一番証拠として、そういうのは記録できると思うんですが、なかなか通常の、例

えば散歩している方が見たとか、発見したとかいうことで、例えば携帯電話等で写真なんか撮ろうと思っても、やっぱりいろんな問題が、個人ですので、問題は起こるということで、私の住む地区でも、大変その辺のところでも大体決まったような人間が朝早く回っておるという事実は実際あるんですけども、じゃ、それをどうやって防ぐのかという、なかなか術がないんです。

だから、何か行政としてその辺、各地区にはエコ推進委員の方がいはるんですけども、その辺りとどういうふうに協議して、そういうような窃盗ということについて、これはあくまで有価物でお金になりますので、言ったら財産ですよ。町の。

ですから、そういった部分を防ぐための手段を、何かその辺の指導というのを、もうちょっと何かええ方法ないかなということをやちょっと思うんですが、その辺りどうでしょう。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） エコ推進委員の皆様につきましては、ごみステ関係について何かお気づきのことがあったら報告いただくようにというところでお話のほうはさせていただいています。

ただ、そういった無理というか、ちょっとややこしいことにまでしていただくつもりはございませんので、うちのほうに通報いただいて、それがちょっと続くようでしたら担当課として現認するような形でやっさいこうかなというふうに、私どものほうで指導はしていこうかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） そういう地域の目ということと同時に、できれば各地区曜日が、ごみ出し日というのは決まっていますので、特に業者もそれを狙ってくるという、地域地域に曜日を回っておるといふことがあるので、できれば、私は警察なんかのパトロールなんかをそこに組み込んでもらえないかなと、この時間帯にというようなことをやったらかなりの抑止力になるんじゃないかとは思いますが、その辺りのお考えというのはないのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） もちろん私どもの指導に従わず、また続くようでしたら警察のほうにもご相談というふうにはあるとは思いますが、まずはうちのほうで現場を押さえるというところで考えていこうと思っております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 現場を押さえるということなんですけれども、今みたいなことで、通報ということで後手に回って、そういったような状況で、現場を押さえるということはあるんですか。具体的に。

実際にそうやって何か同じ業者というんですか、同じ人が回っておると、そこまでは分かっているけれども、じゃ、それ以上のことは今のところないわけですよ。多分今の現状でしたら、今後もそういった状況やと思うんです。

その辺りで、今言われたように現場を押さえてと言っていたら、これはいつのことや分かりませんというような感じになると思うんですけれども、その辺りどうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 決して警察のほうの通報のほうを躊躇しているという意味ではなくて、警察にも的確な情報をお伝えして、現場を押さえていただくということからも、まずはうちのほうで早朝パトロール等を実施して、その業者の動きをつかんでから、必要に応じて警察のほうにもご相談かなというふうに感じております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 私は、今、警察というのは、あくまで、犯人を捕まえるというたらおかしいですけども、そういった意味ではなくて、抑止としてのパトロール、そういうものを、曜日が決まっているんで、分かっているんで、地区によって。そういう防犯のパトロールができないかということの意味でお話しさせていただいたんですけれども、その辺りはもう一度どうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 警察のほうに、今、言っておられるような相談は当然していききたいというふうに考えています。

パトロールについて、警察が許していただけるのであれば、それは我々としても、そっちのほうありがたいとは考えます。

ただ、行政として何もしないまま警察に委ねるということもできないというのが、今、谷出課長の答弁にありましたように、現に、この条例改正において、近隣市町でもやっておられるんですけれども、そういった早朝のパトロールを繰り返し、そういった業者というのか、個人かも分かりませんが、そこへの指導というのは、やはりそれぞれやっておられます。我々もそういったところを再度進めていくことがまず初めのきっかけになると思います。もちろん警察に相談しながらやるとは思いますけれども、そういうふう考えています。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） まず、行政が動くということなんですけれども、例えば、早い時間帯であるとか、なかなか動くのに限度があると思うんです。ですので、その辺りは、今、担当理事が言われたように、やっぱり近隣市町の事例というんですか、そういうようなものを見ながら、やっぱりきっちりと何か対応できるような方法を考えて。

今後、少しの金額かも分かりませんが、この積み重ねが、結局、城南衛管の収入になって、最終的には、各自治体の分担金の減少ということになりますので、最終的には、我々のみなお金やという意識、認識というのは、やっぱり常に一人一人が持たないと、なかなか窃盗というんですか、盗難についての問題というのは解決しないと思います。その辺、また、担当課のほうでも啓発を含めて、お願いしたいと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、環のくらし地域活動促進事業補助について説明を求めます。谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） それでは、環のくらし地域活動促進事業補助についてご説明申し上げます。

事業の目的といたしましては、循環型社会の実現を目指しまして、地域団体による再生資源の集団回収を推進していくものでございます。ごみの減量化、再資源化、最終処分量の削減、資源の有効活用の促進、また、補助金の交付によりまして、持続可能な環の暮らしを実現するというのが目的となっております。

事業の仕組みといたしましては、地域、団体ごとで、資源回収業者等に引き渡した再生資源、新聞であったり、雑誌、段ボール、古布、紙パック、これの1キログラム当たり5円として補助金の交付をさせていただくというところでございます。

補助金額に応じてポイントを付与させていただきまして、目的達成のため付与した環境活動ポイント以上の環境活動を行っていただくというような仕組みになってございます。

事業の見える化につきましては、実施団体ごとに実績一覧を町のホームページに掲載します。活動実績を数字や金額で確認することでリサイクル意欲の向上を促進するところ見える化の目的としているところでございます。

こちらにつきましては、すみません、後ろのページを見ていただければ、各地域の資

源物回収量の推移というところがございまして、一番下の段に総量としての平成24年から令和2年までの実績が載っております。

実績といたしましては、令和元年が37万8,030トン、令和2年度が36万1,990トンというところで、若干落ちてはおりますが、こちらにつきましては、昨今、新聞離れ、雑誌離れというのが本町のほうでも続いているというところで、こちらのほうで数字のほうは減っているという状況ではございますが、各地域を押しなべて安定して制度として根付いていると、区さん等のご協力によりまして、皆さんこういった仕組みについてご理解いただいているのかなというふうなものが数字として見て取れるように感じておるところでございます。

こうしたことも踏まえまして、これからも各区のほうでの取り組みを引き続き促進していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。上野委員。

○委員（上野雅央） すみません、ちょっとお聞きしたんですけれども、こういう小さい封筒とか、こういう紙類、これもリサイクルの対象となったのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 各区で業者さんとの契約の中で、あくまでも新聞、雑誌、段ボールというところではございますので、この紙ぺら1枚がどうかと言われると、この回収には当たらないのかなというふうには感じますが、実際に紛れ込むこともあるでしょうし、全く入らないということではないかとは思いますが、大量にあればそれを縛っていただければ、一定雑誌と同じような状況ではございますので、そういった形で使っていただけたらと思います。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） こういうようなはがきにせよ、同じリサイクルできる小さいごみ、それを固めて袋なり入れて、回収のところへやるということは、だいぶエコにもなってくるし、そういうような啓発などもされてもいかがかなと思ひまして提案させていただきました。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 委員のご指摘の件につきましては、地域と回収業者さんとの契約の中の中身の話かと存じますので、また地域のほうでそういったお話も上げていただく中で、そういったことが可能になってくるのかなと、既に可能かもしれませんが、

また地域のほうでお話しただけるとありがたいです。以上です。

○委員（上野雅央） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） ただいまの説明で、キロ5円という補助金をいただいて、各地区の自治会、あるいは区のこれが貴重な財源になっておるわけですが、所信表明にもありましたように、聖域なきいろんな経費の見直しというようなことがあって、これは何年前でしたか、確か議会からの要望で、3円から5円に上げていただいたということで、かなり各自治会、あるいは区が貴重な財源として有意義に使っているわけなんです。こういった財政の厳しい折に、こういうようなキロ5円で実績を報告していただいているんですけれども、今後、近いうちに見直しというようなことを考えられているのか、どうか。

と言いますのは、やはり、各自治会でも、子供会なり、あるいは区なり、財政がやはり厳しくなっておるんで、やはりある程度見込んでいるわけです。そういったときに、いきなり例えば、もう3円とかということになれば、金額も同じ量を出していても減ることになりますし、それから、特に、なかなか、例えばダンボールなんかでも、時期によってかなり値段が下がったり、いろんな古紙というのも値段的にはいろいろその場その場であるんですけれども、だけれども、一番やっぱり大きいのが補助金の5円という金額です。

これがやはりベースとなりますので、この辺りの見直しについて、当面、例えば見直さないとか、このままでいくとかいうような、もしお言葉をいただけるのであれば表明していただきたいんですが。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 確かに、おっしゃられるように、ちょっと年度は忘れましたが、5円から3円になり、3円から再度5円に上がったという経過がございます。

その経過の中でも、いろんな補助金なり、交付している部分を減らすという経過の中で3円にして、その後は、それではなかなかリサイクルであったりとか、環境保全の観点からも住民の協力を得にくいとか、今原田委員おっしゃったような地域としてもそれを一つの糧にされている部分も多少なりともあるので、それこそ頑張るための一つであればということもあって5円に上げた経過もあったというふうに私も記憶しております。

ただ、今後の我々の財政事情の中で、やはり皆さんにご無理を言わんならん場合も当



然ございますが、年々実は下がっていて、当時3円から5円に上げたときも、確か数10万円から100万円近い金額の増があったかとは思いますが。

ですから、これも近い将来、徐々に下がっていくことも考えますと、そこで、ここにいきなり鉈を振るうものではないのかなという考えは持っておりますので、ただ、今後、いろんな制度の改革であったりとか、という中では出てくるかもしれませんが、今の段階ではそこまで厳密にいつするとか、下げるとかいうことには至っておりません。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） ありがとうございます。

先ほども言いましたが、貴重な財源やという、地区のという、また当局のほうでも持たれているということで、できる限りこの5円というのを継続していただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方はございせんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 補助金の関係の一覧のところ、ちょっと一つ気になることがあるんですけども、と言いますのは、再生資源回収量、新聞、雑誌、段ボール等々、それぞれ皆各地域出ているんですけども、紙パックに至っては、4つの地域しか回収されていないんですよ。

というのは、町のほうも紙パック、月に1回、奥山田の場合でしたら昨日やったんですけども、回収されていて、町のほうで回収されているのが1.5トン、こちらのほうの分では600キロということになっているんですけども、町のほうもごみの減量化ということでこの事業をやっておられるんですしたら、細かい話ですけども、紙パックももう少しこちらに出してもらおうように、そういう啓発等はされたらいかがなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 紙パックを再生資源ということで回収する、しないというところは、自治会さんのほうでの業者さんとの契約というふうにお聞きしておったので、こういった状況になっておるんですが、委員ご指摘のとおり、こういった形で、各区、紙パックのほうを回収しないというふうなところに至っているのかというのは、ちょっとヒアリングさせていただきまして、もしできるようでしたらこちらのほうにまた持って行って、うちのほうでは減らしていくというふうなところも可能かと思っておりますので、ちょっと調べさせていただきます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） なぜそれを発言したかと言いますと、先ほどの議論の中で、令和5年度の町の年間のごみ排出量1,624トン、1人当たり1日468グラムということの目標設定をされていますけれども、今、昨年の実績はそれに程遠い50%近くが増えていると。

これは2年先やね。2年先にこの目標値に近づけるかといったら、恐らく厳しい状況かなと思うんですよ。そのときに1.5トン減ったからどういうことではないと思うんですけれども、そこら辺も含めて、いろんな努力をしていかへんと、この目標値には近づけへんと思うので、意識改革も含めてやったらどうかなということで提案したんですけれども、その辺についていかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 委員ご指摘のとおり、こちらの目標値につきましては、国のほうの削減目標、この数字につきましては、2050年度までに80%温室効果ガスを削減するという国の方針に基づいて作っております。

先日、国のほうでは、2050年で100%カーボンニュートラルを達成するというような目標になっておりまして、ますます目標としてはシビアな数字を持たざるを得ないという中で、委員ご指摘のありました取り組みというようなことがありますので、ちょっとヒアリングさせていただいて、可能ならばそういう形でやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） たまたま紙パックを言うただけであって、紙パックができたからと言うて、この目標値が達成できるものじゃないので、言いたかったのは、真剣に取り組まへんと、国が決めた目標値に合わせましたでは、それはちょっとあかんと違うかなと。

やっぱり目標値決めた以上は、それなりに努力をせえへんとなかなか近づけないやろうし、また達成は無理やと思うので、たまたま紙パックで、ささやかなところで、意識改革のつもりで申し上げたので、その辺はしっかりやっていただきたいということを上上げておきます。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、まちづくり推進課所管の宇治田原町都市計画審議会令和3年度第1回会議結果

概要について説明を求めます。下岡まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（下岡浩喜） 令和3年5月27日に書面にて会議を開催いたしました都市計画審議会の結果につきましてご報告申し上げます。

A4判両面資料と参考に添付しております地区計画（案）、理由書、地区計画図を併せてご覧ください。

主な議事は、宇治田原都市計画地区計画の決定（仮称）宇治田原インター北地区地区計画（案）について諮問いたしました。

この地区計画は、宇治田原町郷之口豊前橋、西ノ山と城陽市奈島池ノ首、坊ヶ谷にまたがる約3.6ヘクタールの敷地の物流施設として土地利用を図るため、宇治田原町域の約2.6ヘクタールの区域につきまして、整備・開発等の方針、建築物等の用途の制限などを定めるものです。

宇治田原インター北地区地区計画については、昨年9月3日にイメージを、今年2月15日には素案を示し、審議会委員に説明してまいりました。

その後、資料の中段以降、参考に記載していますとおり、都市計画法や条例の規定による手続き等が完了いたしましたので、5月17日に地区計画（案）について審議会へ諮問し、意見を求めました。

書面表決の結果は、委員10名全員の賛成により可決いただき、特に意見はございませんでした。

委員名簿は、資料裏面に記載していますので、ご覧ください。

5月27日付で審議会から地区計画（案）の承認の答申を得ております。

次に、地区計画決定までの手続き等につきまして、5月28日に法定協議を京都府知事宛てに行い、6月7日支障なしとの回答を得ております。

現在、地区計画決定告示について仰裁中ですので、今月中に決定告示ができる見込みとなっております。

なお、決定告示につきましては、隣接する城陽市の東部丘陵地奈島地区地区計画の決定告示日と整合させていきたいと考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 今説明あったところですが、これに伴う地域住民に対する説明会というのは、こういったスケジュールで今後予定されているのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 下岡補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（下岡浩喜） 地区計画を定めるにあたりまして、手続条例の中で、地域の説明会を開くということになっておりますので、先ほど言いました資料のほうに地元説明会というのが、2個めの項目に書かせていただいております。

令和3年3月18日に総合文化センター研修室1のほうで全地域を対象として説明会を開催させていただきましたが、参加者は3名ということで、その場では特に意見がなかったということです。以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） こうして開いていただいて、実績として参加者3人で、なかなか意見もないというようなことをございます。

実際に、例えば、これ城陽のほうにまたがってされている計画なんですけれども、城陽市のほうでの説明会には、まだ比較的関心が高くて、人が出て質問あったということとはちっと聞いているんですけれども、本町のほうでは関心がないというのは、今後、例えば、交通の流れが変わるとか、何かいろんな影響は、私はよく分からないんですけれども、考えられるんですけれども、そういったような質問も全然なかったわけですね。

今後、もしこのままぱっとオープンと言うとおかしいけれども、流されてしまうと、何か問題が起こりやせんかなという懸念があるんですけれども、その辺りどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 下岡補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（下岡浩喜） 今回の地区計画の設定にあたりましては、物流施設建設の構想が明確になりましたことによりまして、その敷地に限って設定させていただきます。

そのうちの1ヘクタール除いた2.6ヘクタールが宇治田原町域ということで、この敷地に限っての都市計画となるので、また地区計画というのは、本来開発を適正に導くための目的を持って設定しておりますので、今回のこの地区計画の決定にあたって、新たな乱開発につながるということは心配ないかと考えております。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 私は、この工事の計画が進むにつれて、やはり今の交通の流れとか量とか、いろんなことを含めて、やっぱり住民さんの関心というのめかなり出てくるんじゃないかというふうに。

実際に、文化センターで開かれたというのは、これは私の想像ですけれども、恐らく全町民対象に募集というんですか、広告をされて開かれたんやと思うんですけれども、

やはり、今後、もう少し計画の進捗と同様に、併せて説明会の開催もできたら、またどれだけの人が来るかどうか分かりませんが、それをやっていただきたいというのは、ここでちょっと語弊あるかも分かりませんが、やはり、小学校とか、小中一貫なんかと話なんかをしても、説明会でどうのこうのというような、反対意見もよく出ているんですけれども、やはりここまで、例えば、説明会をやったと、こうやって進めてきたんやと、住民の理解を得るために進めてきたんやということの意味からも、私は、まだオープンまでだいぶ時間がありますので、もう少し説明会を計画して行ってほしいなというふうに思うんですけれども、その辺りどうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 下岡補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（下岡浩喜） こちらで説明会というのは、本来でしたらこの2.6ヘクタールに係る地権等権利をお持ちの方が対象となるものです。

ただ、今回の地区に関しましては、住民がいらっしゃらないということで、近隣にも住民がいらっしゃいませんでしたし、先ほど原田委員ご指摘のとおり、町全体として交通とかいろんな問題も今後出てくるということもありまして、住民全体を対象としての説明会とさせていただきます。

ただ、条例等の地区計画の決定に当たりましては、手続きに定められている説明会は、今回限りということになりましたので、今後、まちづくり全体に関する情報発信というのは大切だと考えますので、こういった地区説明会という形ではないにしても、ある程度住民の皆さんに情報を伝えられるような環境を整えていきたいとは考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管の下水道普及状況について説明を求めます。清水上下水道課長。

○上下水道課長（清水 清） それでは、私のほうから令和2年度末におけます下水道の普及状況につきましてご報告をさせていただきたいと思っております。

配付をさせていただいております資料のほうをご覧くださいと思います。

まずは、資料の2枚目のほうになります。供用区域図のほうをご覧くださいと思います。

この図の中で、黄色で着色しております区域が令和2年度末におけます供用開始済み区域でありまして、赤色の区域が、令和2年度末に新たに供用を開始した区域ということになってございます。この赤色の区域につきましては、ご覧いただいておりますように工業団地の一部、また禅定寺の上手地域、同じく禅定寺砂川の一部、サンビレッジ付近でございます。それと贅田の船戸の一部地域でございます。地域の皆様のご協力のもと、無事に面整備工事も終えまして、この度3月31日に全体の供用開始をしたところでございます。

すみません、1枚目のA4判の資料に戻っていただきまして、ただいま申し上げました令和2年末に供用を開始したことによります下水道の普及状況をまとめたものでございます。

一番上、上段①の表-1でございます。公共下水道事業の状況を示したものでございまして、3行目、太線枠で囲んでいる部分でございますけれども、令和2年度末現在の実績で、C、整備面積は274.53ヘクタール、その横D、整備人口は7,943人となり、Bの行政人口に対する普及率Eにつきましては87.7%となりました。また、Fの水洗化人口につきましては6,314人となり、Dの整備人口に対する水洗化率Gは79.5%になってございます。

なお、下段の括弧書きにつきましては、世帯数ベースでの数値となっております。

次に、表-2につきましては、浄化槽整備推進事業の普及状況でございますが、令和2年度の整備基数につきましては、前年度から移動なく86基を町で管理しております。

次に、②の表-3でございますけれども、表-1の公共下水道事業と表-2の浄化槽整備推進事業を合わせまして町全体での下水道普及率を示してございまして、89.3%になっております。

一番下の表-4でございますけれども、こちらは、区や自治会別での下水道普及状況を取りまとめたものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。榎木委員。

○委員（榎木憲法） 榎木です。

表-1の水洗化率ですか、増減が0.2%ということで、ちょっとお聞きしたいんですけども、整備面積とかは、ハード的に粛々とやっていけばいいと思うんですけども、水洗化率というのは、人様が相手になかなか難しい数値だと思うんです。

特に、高齢者社会を迎えて、かつ高齢者だけの家庭の方々は、水洗化はもうしないと言われる方がおられて、そういう声をよく耳にするんですけども、当局としては、当然水洗化の向上を図らなければならないと思うんですけども、その辺りはどう考えておられますか。

○委員長（藤本英樹） 清水課長。

○上下水道課長（清水 清） 本町におきましては、下水道に接続するための改良工事の申請のあった方に対しましては、2万円の奨励金を交付しておりますし、また、水洗化率向上を目的としまして、未水洗化家屋を個別に訪問する事業として、シルバー人材センターに委託する中で、公共下水道個別勧奨業務を行っておるところでございます。

今後につきましても下水道未接続者への粘り強い接続要請を行いまして、未接続家屋の解消に向けた取り組みを進め、水洗化を促進してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） 今、シルバー人材センターさんをお願いして、個別勧奨業務を行っているということなんですけれども、それによってどれだけの成果というんですか、効果というんですか、そういう捉え方は何かされているんですか。

○委員長（藤本英樹） 清水課長。

○上下水道課長（清水 清） 今、委員ご質問のありました個別勧奨による効果でございますけれども、個別勧奨による効果であるのか、それともその時期に水洗化を計画されて実行されたのか、統計なりアンケートをしたわけではございませんので、正確には分からないところもございますけれども、月に1軒のときもあれば、3、4軒の接続をいただいている月もございます。

本町といたしましては、1軒でも多くの接続をしていただくことによりまして、接続をされていない隣近所さんにも相乗効果があるのではないかというような期待をしているところでございます。

○委員長（藤本英樹） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） シルバーさんもなかなか大変だと思うんですけども、参考までにちょっと申しますと、私の知り合いの中では、シルバーさんにやっぱり根負けして、もう水洗化したわというような方もおられましたので、末永い目で見えていただきたいと思うんですけども、根気よく続けていただきたいなということを参考までに申し上げまして質問を終わります。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） まず、普及率と水洗化率の関係について、まず確認したいんですけども、ここで言う普及率は、面整備が進んだ供用開始区域に住んでいる人の人口と本町の人口との比較が普及率ということによかったんですね。

次に、水洗化率は、その区域に住んでいる人たちに対する水洗化率か、普及率、その普及した地域に住んでいる人との比較か、これはどちらですか。恐らく、要は供用開始区域に住んでいる人の水洗化率かなと思うんですけども。

○委員長（藤本英樹） 清水課長。

○上下水道課長（清水 清） お答えさせていただきたいと思います。

水洗化率につきましては、ただいま谷口委員のおっしゃられたとおり、あくまでも整備済み、あるいは供用開始区域における接続があったかどうかという割合の水洗化率というふうになってございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） そういうことで、結果的に、前年と比べれば、世帯で見れば、0.4%減っていると、水洗化率が減ったというと、水洗化しはったところやめはったんかいなという、そういうことと勘違いしてしまいそうなこの率の取り方なんです。

できれば、これの横にもう一つ、全体の人口に対して水洗化がどれだけ進んでいるんやという、そういう比較もあってもいいのかなと思うんですけども、そこらはどうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 清水課長。

○上下水道課長（清水 清） 本町では、水洗化率の向上を図りまして、生活環境の改善でありますとか、公衆衛生の向上につなげてまいりたいというように考えております。

委員ご質問のとおり、公共下水道エリア、また町全体の水洗化率の指標を知っていただくということは、非常に大事なことというふうに私自身も考えておりますので、お示しさせていただいております表に、今言っていた部分を追加できるような見直しをしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 恐らく何かの統計的にこういう形を使っておられると思うので、それはそれでええんですけども、参考までに全体の水洗化率、そうでないと、先ほど言いましたように、1年経って水洗化の世帯が減りましたと、ぱっと見れば水洗しておったところやめはったんかいなという誤解を招くようなことにもなるので、そこらはもう



一点加えていただければより分かりやすいのかなというふうに思います。

次に、もう一点、ここで言う行政人口に対して普及率を比較されているので、表1-2の浄化槽の整備促進事業、ここで言えば、浄化槽の設置の事業に取り組んでいるのは高尾地域と奥山田だけですよね。あとは公共下水道計画区域に入っているの、ここで見る普及率、これは令和2年度末で、人口で見れば1.6%、これはなぜこんなことになるかという、B分のD、分母が町全体の九千何人に対して整備されたところが148人、だから普及率が1.6%しか普及していないが、しかし、水洗化率は100%という、非常に分かりにくい表になっておるんです。これもこの表の取り方でおかしいと違うかなと思うんです。

それは何やという、例えば奥山田のことを比較しますと、283人の人口に対して76基既に浄化槽が入っているわけです。いわゆるここで言う普及率ですか、45.6%半分近くがもう既に整備されておるわけです。その整備されておる中の人口でいう水洗化率は100%なんです。半分まだ浄化槽が入ってへんにも関わらず。

だから、この表の取り方自体が、先ほど言いましたように何かの統計がこうなっているのか知らんけれども、結果、非常に分かりにくいんですけれども、この辺はどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 谷口委員おっしゃいますように、いわゆる水洗化率というのは、あくまでも整備した部分で言うところの水洗化、いわゆる下水につないでもらった人口部分、それを分母分子で表しております。

ちなみに先ほどちょっと下がった、上がったの話も当然人口が段々減っていきますので、つないでいなかったとしても増加になったりするので。この水洗化率というのは、一般的にこういう指標がございますので、ここは変えられないんですが、全体のとなりますと、先ほどおっしゃったような率というのは、汚水を接続していただいた全体人口分の比率ということで、汚水衛生処理率というのが確か統計的にもあったと思いますので、そういったものを付け加えることが、今おっしゃったようなことへの整理になるのかなとは考えます。

ちなみに、確かに浄化槽、つないではる人、去年から減っただけで、今度は水洗化率すらパーセンテージが変わっちゃうと。

これは、戸数なり基数なりは変わっていなかったとしても、お住いであった方が出ていかれたりとか、例えばお亡くなりになられたりとか、いろんな状況の中で空き家にな

ったりする場合もございます。

ですから、あくまでもそこに整備された人が何人いてとかいう形になってまいりますので、通常浄化槽の場合は、常に100なんです。整備していたらそれだけ住んでおられるということになりますので、そこで使ってはるんですけども。整備をしたけれども、まだつないでへん方が、確かいらっしゃったんだと思います。

ですので、浄化槽とこの公共下水道というのは、若干ちょっと切り離して考えさせていただくことになります。

それと、もう一点だけ、この表-3のところの全体、浄化槽と公共下水道があるんですけども、これは、いわゆる宇治田原町で管理をしている部分なんです。今は奥山田と高尾のほうが浄化槽管理を町でやっておりますが、それ以外の地域の浄化槽については、町管理にはありませんので、これが公共下水道地域であったとしても、これがまた違うことになります。

ですから、そういった下水にはつないでいないけれども、浄化槽もしくは、下水道エリア以外のところの浄化槽だけでも、奥山田と高尾以外とかというところについての部分も水洗化としての、さっき言いました汚水衛生処理率というのをすると、かなりこの率は確か上がってくると思います。

ですから、全体分の下水につないではる人、奥山田、高尾浄化槽へつないではる人、それ以外で浄化槽につないでいる方、いわゆる、平たく言えば、分子を水洗化している方というふうに、合併浄化槽に限りますけれども、すると、その分母、分子の数字もあつたかと思えます。

ただ、ちょっと、これを拾うにはかなり結構時間と手間がかかりますので、来年度に向けてこういった普及率の計算値を加えられるように、また現課とも調整しながらしていきたいというふうに考えております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） かなり細かく説明をいただいたので、恐らく余計分かりにくくなった人もたくさんおられるかなと思うんですが、私も公共下水の供用開始区域に入っている地域の浄化槽まで上げよと言ったつもりはありませんし、また、最終検討していただくということで、次のときにはもうちょっと分かりやすい表になるということで、それはそれでしていただきたいなと思えますし、表-2、少なからず浄化槽整備推進事業のこのところで、普及率が1.6%とか1.9%という、こんな数字じゃなく、高尾地域と奥山田地域の整備率61.3%と45.6%ですので、この辺は50数%の数字に

なると思うんですよ。

だから、そのこのところも、分母、分子の関係、きちっと整理していただいて、もう少し分かりやすい実態に即した表にさせていただくことをお願いしておきます。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上でただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手をお願いいたします。  
谷口委員。

○委員（谷口 整） その他で、今回、件名に上がっていない、日程に上がっていない部分で、3、4点、ちょっと確認なり、質問させてもらいたいと思います。

まず、京都府では、昨年を引き続いて緊急事態宣言が4月25日に出され、また、さらにそれが6月20日まで延長されております。

このあたりでコロナの影響を受けている各事業主さんへの支援、これについて、今回の補正予算で上がっていなかったんですけれども、まず、今年のお茶、昨年はいろんなことで、コロナの影響等で価格が下落し、かなり厳しい状況にあったということで、昨年お茶の農家等、また農業者も含めて支援策があったんですけれども、まず、今年のお茶の市況、どんな状況か掴んでおられればお知らせいただきたいと思います。

○委員長（藤本英樹） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 本町における一番茶の収穫については、ほぼ終了されているというところでございます。今年、3月には気温が高く推移し、4月は低温、5月に入ると例年にならぬほど早い梅雨入りをし、農家におかれましては、雨天の中、晴れ間を狙って収穫、摘期を逃さないように早め早めの収穫に取り組まれました。

そのような条件下で収穫されたため、茶の収穫量については減収傾向にはありましたが、品質面においては良質なお茶が生産されており、茶の単価は前年よりも高く推移し、一番茶の販売高は前年度を上回るのではないかなという事は聞いております。

また、昨年9月議会の補正予算でご提案させていただき、ご可決いただきました高収益次期作支援交付金の町の上乗せ分をさらに今年3月議会の補正予算にて増額をご可決いただきましたことから、その交付金により茶農家におかれましては、肥料を購入し、施肥をされたため、より良質なお茶が生産されたものと考えております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今のお話ですと、茶の単価はアップした、しかし、収量は減っているということで、最終的にトータルで茶農家が受け取られる実入りの状況が最終問題になると思うんですけれども、まだ一番茶が終わった段階ですので、今後二番茶等いろいろ出てくると思うんですけれども、やはり昨年の支援策が功を奏したという今の答弁でしたので、できれば二番茶等の収量なり価格を見る中で、場合によっては昨年と同じように高収益作物の関係等の支援策、町独自の支援策を考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） ただいまのご質問にありましたように、まだ現在、一番茶が終わったところでございます。今後、二番茶を生産され、去年のようなコロナの状態が多く響いてくるようでしたら、また国・府等の施策も注視しながら、本町としても検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） お茶農家なりについては、またそういうことで様子を見てよろしくお願ひしたいと思います。次に、アルコール類の提供の自粛要請等に伴いまして、飲食店なり酒屋さんへの影響、かなり厳しいものがあるというふうに聞いております。

これも昨年は町のほうで独自の支援金が出された。小規模の事業者にも出されましたけれども、報道によりますと、宇治市なんかでは、独自で10万円の支援金も出されるようなんですけれども、また今回、補正予算では、子育て世帯への1人5万円の支援金が補正予算で上がっておりますけれども、この辺の事業者への支援金についての考え方はどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 植村補佐。

○産業観光課課長補佐（植村和仁） お答えさせていただきます。

昨年春の新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、第1波時、まさに昨年の春ですが、出された緊急事態宣言と現在第4波と言われている感染を抑えるための緊急事態宣言は、性質のほうが異なっておりまして、第1波の感染時においては、未知なウイルスから生命を守るということで、学校や企業活動も含めて、人、もの、そして経済、大きな制限がかかったところがございます。

それらを踏まえて、経済、雇用、生活を守る必要があることから、特別定額給付金や補正予算でご可決いただきました休業要請支援金などを給付させていただいたところで

あり、それで企業さん、町内事業所を下支えしたところでございます。

以後、ウイルスに対する報道指針、それからガイドライン等が整備され、感染防止と経済を回す両輪という形で進められておるところであり、現在、昨年と比べて大きく異なるのは、ワクチン接種と、それが始まったことで、景気動向指数も明るい基調が現在示されております。

当時の状況と比較して、経営環境、経営を下支えするような形、異なるところありますので、昨年度取り組みました緊急支援的なものからウィズコロナ、それからワクチンを接種してアフターコロナ、コロナ後に適した施策を国・府の方向性、それからコロナの感染状況やワクチン接種の状況、そして経済動向等も注視しながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、昨年と今年は状況が違う、ワクチンの接種が進めばそれなりに景気も持ち直してくるやろうというようなことで答弁いただいたんですけども、ワクチンの接種が進む以前の話として、先ほども言いましたように、4月25日から緊急事態宣言が出され、既に今まだそれが延長されているわけですよ。

だから、それに伴ういろんな減収等、国なり京都府の制度もありますけれども、非常に昨年の持続化給付金とは違って、手続きもやや厳しくなり、それはそれでいいんですが、金額も昨年100万円やったものが月10万円やとか、いろいろと金額も下がってきている中で、非常に、今、厳しい状況に置かれている町内の事業者さんを少しでも支えるという、その発想に町のほうは立ってもいいのかなと思うんですよ。その辺りはどうなんでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 植村補佐。

○産業観光課課長補佐（植村和仁） 確かに委員のご指摘のとおり、町内事業所においては、厳しいところもあるかと存じております。

ただ、現在、昨年度取り組みました国や府の持続化給付金なり、緊急経済支援的なものから徐々に方向性も変わってきておるところでございます。

かつ、先ほど、飲食店等に対する直接、また間接的な納入業者さんに対しても、国のほうから支援の補助も進められているところでもありますので、そういった様々な国や府や、また本町の現在当初予算で組んでいただいているような、ご可決いただいたような補助メニューを広く使っていただけるような周知も商工会を通じて進めていって、できる限り町内事業所が廃業なり、倒産につながるようなことのないように進めてまいりたい

いと考えております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、担当のほうからかなりガードを張った答弁をいただいたんですけども、お茶については、様子を見ながらまたということやったんですけども、この辺、町内の事業者さんへの支援等、これはやっぱり様子を見てもらうのも結構ですけども、早々に手を打っていただきたいということも思うんですけども、この辺は、副町長、どうでしょうか。今この場でやりますというのは答えられへんとは思うんですけども、その辺はどうですか。

○委員長（藤本英樹） 副町長。

○副町長（山下康之） 今、谷口委員からご質問いただきまして、うちの担当のほうからご答弁申し上げてきたところでございますけれども、確かに町内におけるそういった状況も見ながら、また十分な調査もしながら、今ここではっきりと明言はできませんけれども、いろんな方策もやはり今後考えていかななくてはならないのかなというようには思っているところでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） その辺りは、今後の状況も見ながら、なおかつ今の状況等をしっかりと押さえていただいて、できるものならば町独自の支援策も講じていただきたいということは強く求めておきます。

次に、山手線の進捗状況についてお聞きをしたいと思うんですが、一昨日一般質問で山手線の質問が出ておりました。その必要性なり町長の思い等をしっかりと語っていただいていたようですけれども、聞くところによれば、来年春にここまで南からやってくるというか、整備がされる山手線が、どうも赤信号、予定どおりいかないということをお聞きしておりますけれども、この辺の進捗状況はいかがでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） いわゆる南バイパス交差点から新庁舎までの今の進捗の状況でございますけれども、平成29年度から京都府のほうで事業評価をいただいて、予算化されて、今で約5年目ぐらいですか、その中で、用地買収に平成31年度から入りましたので、令和元年、2年、今令和3年になりますので、実質工事が始まったという感覚で言うと3年目になってございます。

今、用地のほうは、ほぼ全ての方からご了承いただきましたので、もう間もなく工事のほうも進んではまいるんですが、谷口委員がご心配されているように令和3年度中の

完成は非常に厳しいと、これを令和4年度に延伸する形で完成する予定になっていると、今京都府のほうから聞いております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今答弁があったように、用地買収等の絡みで予定どおりっていない。確か880mの工事区間で平成29年度から5カ年度、11億円の予算でやっておられるというふうに聞いておりますけれども、これが1年遅れることによって、次に庁舎から工業団地までの1.8キロ、これもこの間いろいろ出ていますように、知事が昨年に令和3年度に事業評価を行って、工業団地までの1.8キロについては、途切れることなく事業を進めるといふ、町にとっては非常にありがたい答弁をいただいているんですけれども、ここまで1年近く遅れることによって、ここから先の事業の進捗に影響はないのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 既に先月京都府のほうで箇所決定の発表がされたところでございますけれども、本年度に費用便益分析や整備手法の検討など新規事業化に向けた事業着手、準備、調査を実施するというところでございます。

来年度から着手できる準備は着々と進んでいるところでございますので、今後とも要望を強めて来年度から着手していただけるようしっかり働きかけを行っていきたいと思っております。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 町の立場では、それが影響出るとか、やりますとかという立場になるので、今政策監が言われた答弁が精いっぱいかなと思います。

やっぱり工業団地までつなぐことが最終的なみんなの思いであり、去年ですか、私も町長に質問したときに、10年を目処に、去年の段階で全線開通を目指したいということをおっしゃっていただきました。

先ほど言いましたように、880mで5年かかっているんですよ。11億円の事業で。ところが、ここから先、その倍、約1.8キロある中で、単純に比較したら10年、それも、先ほど880m、11億円で5年、年間2億円余り。今度、恐らく30億円か40億円かかる部分で、京都府のほうは1年どれだけ予算をつけてくれるかは別として、どう考えてもまだ10年はここから先かかるんです。

ところが、そんな10年先の話をしても、みんなそんなんかいということになると思うので、この辺は、もうほんまそこのところ、1年でも早くというみんなの思いに

応えるためにも、現時点では要望しかないのかなとは思いますが、それしかないんですね。という聞き方になってしまったんですけれども。

○委員長（藤本英樹） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） まず、今の現区間、880mなんですけれども、進みだした平成29年の事業評価委員会に提出された資料では、確かに11億円でございます。

昨年5月に再度事業費の見直しをしています。軟弱地盤ということもあって、構造物が非常に高くなるということもあって、11億円から19億円に見直されたというところでございます。

今般、先線の部分でございます。立川から岩山区間につきましては、約1,730mということで、委員ご指摘のとおり倍あるということでございますし、単純に19億円の倍ということであれば、お金も40億円近くになるだろうと、若干構造物が少ないので少しでも安くなることを願っているところではございます。

確かにそういうことで言えば10年という形にはなるかと思うんですけれども、現在、我々としては、これを少しでも短くしていただくように事業化が図られればということではなりますが、こちら、役場側からと、岩山側両面の着手、それにもっとできる場所があれば今後検討を進める中でいろんなところから着手できるような手法の検討、それから、また、用地買収等につきましては、今、岩山側のほうについては、ほぼ地籍調査も終了しているということもございますので、用地調査もかなり短縮が図られるものと思っております。

そういう中で、委員ご指摘のとおりでございますけれども、しっかり、強く、頑張るって要望するという以外にはないんでございますけれども、やっていきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） こちらの立場は要望するしかないということも承知をしておりますし、町当局も要望していただくのと併せまして、我々議会も住民会議等、また直接等で京都府のほうには機会あるごとに要望して、1年でも早くやってもらうことを我々も要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、1点、これもちょっと前から気になっておるんですが、用地買収で事業が遅れる、これは、公共事業の世の常、用地買収で1年早く終わりましたというようなのはあまり聞かへんのです。だから、今回も相当また用地かかります。

今年度、京都府のほうで事業評価をしていただいて、来年度から事業認定されてやる



ということが決まるので、今後、実際の予算がついたときに、多分用地買収に入られると思うんですけども、その先線のところを先に一定、予算がないから約束はできひんけれども、一定用地買収の話を行先行してするとか、町のほうが用地買収については協力もしているということも聞いておりますので、用地買収で遅れましたということのないようにできるような手法を何か考えられへんのかなと思うんですけども、その辺はどうですか。

○委員長（藤本英樹） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 詳細設計が終わって、用地の境界確定ができたということであれば、まず、京都府においては、土地開発公社というところの用地資金が事業化されることが確実であれば投入できるということがあります。

それと、もう一つ、これはまた当然議会のご承認も要ることかとは思いますが、事業化される前からということであれば、例えば、これはまたいろいろ研究もしないといけないと思いますが、町の公社もごさいますので、そういう資金の活用ができるかどうかということも含めて総合的に検討していきたいと思っておるところでございます。

○委員長（藤本英樹） 谷口委員。

○委員（谷口 整） そういう公社を活用して先行買収するとかいうことで、今後、用地買収で遅れましたということのないようにいろんな手法を考えていただいて、みんなの思いは一緒なので、1年でも早くという思いがあるので、その辺りはよろしくお願いをしたいということをお申し述べまして終わります。

○委員長（藤本英樹） ほかにございせんか。榎木委員。

○委員（榎木憲法） 先月、町のホームページを見ていましたら、地域おこし協力隊募集というのが出ていたんですが、応募状況なり、現状というのはどうなっていますでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 現任の地域おこし協力隊の1名の任期が今月末で満了となるため、5月17日から28日まで募集をいたしました。結果、募集期間中に応募がなかったため、6月25日まで延長し、募集をしてみたいと思っております。

今後、本町に根づけるような隊員となる方が応募していただけると大変ありがたいと考えております。

○委員長（藤本英樹） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） ページを見ていて、観光事業拡大というような意味合いから非常に興味あって見させていただいていました。今後、どういう形になっていくか分かりませんが、決定次第、何か決まりましたらまた報告のほどよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 当局から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

次に、日程第5、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、次に、当局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 事務局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、日程第5、その他について終了いたします。

本日は、付託議案3件及び所管事項報告等、多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できたことに、御礼申し上げます。

本年度も第1四半期の終盤に入り、事業執行が本格化してくる時期となりました。各所管課におかれましては、新型コロナウイルス対応等により大変な状況ではありますが、早期の着手、速やかな事業進捗を行う中において、適正な執行に努めていただきますよう強く求めておきます。

また、委員会所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。

7月の閉会中の委員会においては、第2四半期の執行状況の報告を願う予定としております。7月19日、午前10時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

閉 会 午後 0時13分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長                      藤   本   英   樹